

現 行	改 正 後 全 文
<p>(別添10)</p> <p>日常生活自立支援事業実施要領</p> <p>1 目的 本事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、都道府県社協又は指定都市社協とする。ただし、実施主体は、本事業の一部を次に掲げる者に委託できるものとする。 (1)都道府県社協にあっては社会福祉法第109条第1項及び第2項に規定する社協、指定都市社協にあっては同条第2項に規定する社協 (2)社会福祉法人 (3)民法第34条に規定する公益法人 (4)特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人 (5)(1)から(4)までのほか、福祉サービス利用援助事業の対象者の当事者団体、家族会等で法人格を有するもの</p> <p>3 事業内容 実施主体は、次に掲げる事業(これらの事業を総称して「日常生活自立支援事業」という。)を行う。 (1)社会福祉法第81条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている福祉サービス利用援助事業(都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を含む。以下同じ。)</p>	<p>(別添10)</p> <p>日常生活自立支援事業実施要領</p> <p>1 目的 本事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 実施主体は、都道府県社協又は指定都市社協とする。ただし、実施主体は、本事業の一部を次に掲げる者に委託できるものとする。 (1)都道府県社協にあっては社会福祉法第109条第1項及び第2項に規定する社協、指定都市社協にあっては同条第2項に規定する社協 (2)社会福祉法人 (3)民法第34条に規定する公益法人 (4)特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人 (5)(1)から(4)までのほか、福祉サービス利用援助事業の対象者の当事者団体、家族会等で法人格を有するもの</p> <p>3 事業内容 実施主体は、次に掲げる事業(これらの事業を総称して「日常生活自立支援事業」という。)を行う。 (1)社会福祉法第81条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている福祉サービス利用援助事業(都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を含む。以下同じ。)</p>

- (2) 指定都市社協が行う福祉サービス利用援助事業(指定都市の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を含む。以下同じ。)
- (3) 社会福祉法第81条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている
  - (1) の事業に従事する者の資質の向上のための事業
- (4) 指定都市社協が行う(2)の事業に従事する者の資質の向上のための事業
- (5) 社会福祉法第81条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている
  - (1) の事業に関する普及及び啓発
- (6) 指定都市社協が行う(2)の事業に関する普及及び啓発

#### 4 事業の実施内容

##### (1) 福祉サービス利用援助事業

本事業は、利用者との契約に基づき、認知症や精神障害等により日常生活を営むのに支障がある者に対し、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払いに関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行うものである。

##### ア 事業の対象者

本事業の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (ア) 判断能力が不十分な者(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者をいう。)であること。
- (イ) 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者であること。

##### イ 援助の内容

- (ア) 本事業に基づく援助の内容は、次に掲げるものを基準とすること。

- (2) 指定都市社協が行う福祉サービス利用援助事業(指定都市の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を含む。以下同じ。)
- (3) 社会福祉法第81条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている
  - (1) の事業に従事する者の資質の向上のための事業
- (4) 指定都市社協が行う(2)の事業に従事する者の資質の向上のための事業
- (5) 社会福祉法第81条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている
  - (1) の事業に関する普及及び啓発
- (6) 指定都市社協が行う(2)の事業に関する普及及び啓発

#### 4 事業の実施内容

##### (1) 福祉サービス利用援助事業

本事業は、利用者との契約に基づき、認知症や精神障害等により日常生活を営むのに支障がある者に対し、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手續又は福祉サービスの利用に要する費用の支払いに関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行うものである。

##### ア 事業の対象者

本事業の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (ア) 判断能力が不十分な者(認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者をいう。)であること。
- (イ) 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者であること。

##### イ 援助の内容

- (ア) 本事業に基づく援助の内容は、次に掲げるものを基準とすること。

<p>a 福祉サービスの利用に関する援助      b 福祉サービスの利用に関する苦情解決制度の利用援助      c 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助</p> <p>(イ)(ア)に伴う援助の内容は、次に掲げるものを基準とすること。</p> <p>a 預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)      b 定期的な訪問による生活変化の察知</p> <p>(ウ)(ア)及び(イ)に掲げる事項についての具体的な援助の方法は、原則として情報提供、助言、契約手続、利用手続等の同行又は代行によること。</p> <p>法律行為にかかる事務に関し、本事業の目的を達成するために、本人から代理権を授与された上で代理による援助を行う場合には、契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて慎重に対応すること。</p> <p>ウ 契約の手続</p> <p>本事業による援助は、要援護者本人等からの申請に基づき、次の手続を経た上で行うものとする。</p> <p>なお、本事業は、初期相談の段階での対応が極めて重要であることから、要援護者本人はもとより、家族、介護支援専門員、民生委員、保健師、行政機関等からの連絡によるものも含め、多様な相談に対応できるよう必要な体制を確保すること。</p> <p>また、実施主体が行う相談の過程で、本事業による援助が困難であると認められる者については、市町村への連絡等適切な対応を行うよう努めること。</p> <p>(ア)申請の受付と判断能力等の評価・判定</p> <p>a 申請は実施主体に対して行うものとする。</p>	<p>a 福祉サービスの利用に関する援助      b 福祉サービスの利用に関する苦情解決制度の利用援助      c 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助</p> <p>(イ)(ア)に伴う援助の内容は、次に掲げるものを基準とすること。</p> <p>a 預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)      b 定期的な訪問による生活変化の察知</p> <p>(ウ)(ア)及び(イ)に掲げる事項についての具体的な援助の方法は、原則として情報提供、助言、契約手続、利用手続等の同行又は代行によること。</p> <p>法律行為にかかる事務に関し、本事業の目的を達成するために、本人から代理権を授与された上で代理による援助を行う場合には、契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて慎重に対応すること。</p> <p>ウ 契約の手続</p> <p>本事業による援助は、要援護者本人等からの申請に基づき、次の手続を経た上で行うものとする。</p> <p>なお、本事業は、初期相談の段階での対応が極めて重要であることから、要援護者本人はもとより、家族、介護支援専門員、民生委員、保健師、行政機関等からの連絡によるものも含め、多様な相談に対応できるよう必要な体制を確保すること。</p> <p>また、実施主体が行う相談の過程で、本事業による援助が困難であると認められ、<u>契約に至らない者、成年後見制度の対象と考えられる者等</u>については、<u>市町村及び関係機関への連絡、成年後見制度の利用の支援等適切な対応を行うよう努めること。</u></p> <p>(ア)申請の受付と判断能力等の評価・判定</p> <p>a 申請は実施主体に対して行うものとする。</p>
--	--

<p>b 申請を受け付けた実施主体は、本人の意向を十分に尊重しつつ、かつ、家族、本人に関わりを持つ民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパー等の協力を得て、希望する援助の内容、認知症又は障害の程度及び内容並びに判断能力の程度を把握するほか、必要に応じて本人の生活状況、経済状況等を把握するとともに、別に定める「契約締結判定ガイドライン」に基づき、本人が本事業の契約の内容について判断し得る能力の判定を行うこと。</p> <p>c bの判定に当たり疑義が生じた場合には、契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて対応するものとする。</p> <p>d 実施主体は、本事業の対象者の要件に該当しないと判断した場合は、本人にその旨を通知するものとする。</p> <p>(イ) 支援計画の作成</p> <p>a 実施主体は、本人が本事業の対象者の要件に該当すると判断した場合には、本人の意向を確認しつつ、4の(1)のイに掲げる援助の内容のうち必要な事項、実施頻度等を記入した支援計画を作成すること。</p> <p>b 支援計画は、本人の状況(必要となる援助の範囲及び判断能力の変化等を含む。)の確認を踏まえ、定期的に見直しを行うこと。</p> <p>(ウ) 契約の締結</p> <p>a 実施主体は、作成した支援計画が契約内容の一部となる旨を明らかにした上で、本人にその内容を十分説明し、その了解を得た上で契約を締結すること。</p> <p>なお、4の(1)のウの(イ)のbにより、支援計画の見直しを行ったときは、契約内容の一部変更となるので留意すること。</p> <p>b 支援計画により行う援助の内容として、本人から代理権を授与された上で実施するものについては、本人にその旨を十分説明し、了解を得た上で、契約書に代理権の授与及びその範囲について具体的に明記すること。</p>	<p>b 申請を受け付けた実施主体は、本人の意向を十分に尊重しつつ、かつ、家族、本人に関わりを持つ民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパー等の協力を得て、希望する援助の内容、認知症又は障害の程度及び内容並びに判断能力の程度を把握するほか、必要に応じて本人の生活状況、経済状況等を把握するとともに、別に定める「契約締結判定ガイドライン」に基づき、本人が本事業の契約の内容について判断し得る能力の判定を行うこと。</p> <p>c bの判定に当たり疑義が生じた場合には、契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて対応するものとする。</p> <p>d 実施主体は、本事業の対象者の要件に該当しないと判断した場合は、本人にその旨を通知するものとする。</p> <p>(イ) 支援計画の作成</p> <p>a 実施主体は、本人が本事業の対象者の要件に該当すると判断した場合には、本人の意向を確認しつつ、4の(1)のイに掲げる援助の内容のうち必要な事項、実施頻度等を記入した支援計画を作成すること。</p> <p>b 支援計画は、本人の状況(必要となる援助の範囲及び判断能力の変化等を含む。)の確認を踏まえ、定期的に見直しを行うこと。</p> <p>(ウ) 契約の締結</p> <p>a 実施主体は、作成した支援計画が契約内容の一部となる旨を明らかにした上で、本人にその内容を十分説明し、その了解を得た上で契約を締結すること。</p> <p>なお、4の(1)のウの(イ)のbにより、支援計画の見直しを行ったときは、契約内容の一部変更となるので留意すること。</p> <p>b 支援計画により行う援助の内容として、本人から代理権を授与された上で実施するものについては、本人にその旨を十分説明し、了解を得た上で、契約書に代理権の授与及びその範囲について具体的に明記すること。</p>
---	---

<p>c 契約しようとする内容と本人の判断能力との関係から見て、本人の契約締結能力につき疑義が生じた場合には、契約締結審査会に諮るものとする。</p> <p>その結果、契約しようとする内容につき、見直しを求められた場合は、本人の了解を得てその内容を見直すものとする。</p> <p>d 契約の締結に当たっては、本人の死亡等の事由により、契約を終了する際に預かり金等の引き渡し先が不明であること等により、混乱が生じないよう十分調整を行うよう努めること。</p> <p>また、実施した援助内容については、本人の意向を踏まえてあらかじめ定めた家族等に対し、定期的に報告を行うこと。</p> <p><b>エ 利用料</b></p> <p>(ア)本事業におけるサービスの利用料は、原則として利用者が負担するものとする。</p> <p>(イ)実施主体は、あらかじめ標準的利用料を定めるものとするが、個別の利用料は、利用者の事情を勘案して決定しても差し支えないものとする。なお、決定した利用料は、契約書に具体的に明記すること。</p> <p><b>オ 運営適正化委員会への定期的な報告等</b></p> <p>実施主体は、社会福祉法第83条に基づき設置される運営適正化委員会に対し、4の(1)に規定する事業の実施状況(契約締結審査会による審査を含む。)について定期的に報告するほか、当該実施状況に関して運営適正化委員会が行う調査に協力するとともに、運営適正化委員会から勧告を受けたときは、これを尊重すること。</p> <p><b>カ 利用者のプライバシーへの配慮</b></p> <p>本事業の実施に携わる職員及び契約締結審査会の委員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>(2)福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業 実施主体は、5の(1)に掲げる専門員、生活支援員等本事業の実施の</p>	<p>c 契約しようとする内容と本人の判断能力との関係から見て、本人の契約締結能力につき疑義が生じた場合には、契約締結審査会に諮るものとする。</p> <p>その結果、契約しようとする内容につき、見直しを求められた場合は、本人の了解を得てその内容を見直すものとする。</p> <p>d 契約の締結に当たっては、本人の死亡等の事由により、契約を終了する際に預かり金等の引き渡し先が不明であること等により、混乱が生じないよう十分調整を行うよう努めること。</p> <p>また、実施した援助内容については、本人の意向を踏まえてあらかじめ定めた家族等に対し、定期的に報告を行うこと。</p> <p><b>エ 利用料</b></p> <p>(ア)本事業におけるサービスの利用料は、原則として利用者が負担するものとする。</p> <p>(イ)実施主体は、あらかじめ標準的利用料を定めるものとするが、個別の利用料は、利用者の事情を勘案して決定しても差し支えないものとする。なお、決定した利用料は、契約書に具体的に明記すること。</p> <p><b>オ 運営適正化委員会への定期的な報告等</b></p> <p>実施主体は、社会福祉法第83条に基づき設置される運営適正化委員会に対し、4の(1)に規定する事業の実施状況(契約締結審査会による審査を含む。)について定期的に報告するほか、当該実施状況に関して運営適正化委員会が行う調査に協力するとともに、運営適正化委員会から勧告を受けたときは、これを尊重すること。</p> <p><b>カ 利用者のプライバシーへの配慮</b></p> <p>本事業の実施に携わる職員及び契約締結審査会の委員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>(2)福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業 実施主体は、5の(1)に掲げる専門員、生活支援員等本事業の実施の</p>
---	---

<p>ために配置する職員のほか、広く福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質の向上を図るため、研修等必要な事業を実施すること。</p>	<p>ために配置する職員のほか、広く福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質の向上を図るため、研修等必要な事業を実施すること。</p>
<p>(3) 福祉サービス利用援助事業の普及及び啓発</p> <p>実施主体は、福祉サービス利用援助事業が周知され、福祉サービス利用援助事業の対象者を支援する特定非営利活動法人、団体等多様な団体が参画し、本事業が実施されるよう、普及及び啓発に努めること。</p>	<p>(3) 福祉サービス利用援助事業の普及及び啓発</p> <p>実施主体は、福祉サービス利用援助事業が周知され、福祉サービス利用援助事業の対象者を支援する特定非営利活動法人、団体等多様な団体が参画し、本事業が実施されるよう、普及及び啓発に努めること。</p>
<p>5 事業の実施体制</p>	<p>5 事業の実施体制</p>
<p>(1) 職員</p> <p>ア 実施主体は、本事業の適切な運営を確保するため、次に掲げる職員を配置するものとする。</p> <p>(ア) 責任者</p> <p>(イ) 事業の企画及び運営に携わる職員</p> <p>(ウ) 専門員</p> <p>(エ) 生活支援員</p> <p>イ 事業の企画及び運営に携わる職員は、次の業務を行う。</p> <p>(ア) 相談業務</p> <p>(イ) 契約締結審査会及び関係機関連絡会議の開催並びにこれらの組織及び運営適正化委員会に係る連絡調整に関する業務</p> <p>(ウ) 専門員の指導及び支援の業務</p> <p>(エ) 研修、調査研究及び広報啓発の業務</p> <p>ウ 専門員は、次の業務を行う。</p> <p>(ア) 申請者の実態把握及び本事業の対象者であることの確認業務</p> <p>(イ) 支援計画の作成及び契約の締結に関する業務</p> <p>(ウ) 生活支援員の指導及び監督の業務</p> <p>エ 生活支援員は、次の業務を行う。</p> <p>(ア) 専門員の指示を受けて、具体的援助を提供する業務</p> <p>(イ) 専門員が行う実態把握等についての補助的業務</p>	<p>(1) 職員</p> <p>ア 実施主体は、本事業の適切な運営を確保するため、次に掲げる職員を配置するものとする。</p> <p>(ア) 責任者</p> <p>(イ) 事業の企画及び運営に携わる職員</p> <p>(ウ) 専門員</p> <p>(エ) 生活支援員</p> <p>イ 事業の企画及び運営に携わる職員は、次の業務を行う。</p> <p>(ア) 相談業務</p> <p>(イ) 契約締結審査会及び関係機関連絡会議の開催並びにこれらの組織及び運営適正化委員会に係る連絡調整に関する業務</p> <p>(ウ) 専門員の指導及び支援の業務</p> <p>(エ) 研修、調査研究及び広報啓発の業務</p> <p>ウ 専門員は、次の業務を行う。</p> <p>(ア) 申請者の実態把握及び本事業の対象者であることの確認業務</p> <p>(イ) 支援計画の作成及び契約の締結に関する業務</p> <p>(ウ) 生活支援員の指導及び監督の業務</p> <p>エ 生活支援員は、次の業務を行う。</p> <p>(ア) 専門員の指示を受けて、具体的援助を提供する業務</p> <p>(イ) 専門員が行う実態把握等についての補助的業務</p>

オ 実施主体は、事業の実施に携わる職員の採用に当たっては、本事業の利用者である認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対する十分な理解のみならず、本人の意思を尊重し、その利益を代弁するという権利擁護に関する高い意識並びに本事業の実施に必要な知識及び技術を有している者の確保に努めること。  
なお、専門員は、原則として高齢者や障害者等への援助経験のある社会福祉士、精神保健福祉士等であって一定の研修を受けた者であること。

#### (2) 契約締結審査会

- ア 実施主体は、福祉サービス利用援助事業の契約の締結又は見直しの際に利用希望者の判断能力に疑義がある場合、その契約締結能力について、専門的な見地から審査し、確認することを目的として、契約締結審査会を設置するものとする。
- イ 契約締結審査会は、実施主体から審査又は助言を求められた場合、専門的見地から審査等を行い、意見を述べるものとする。
- ウ 契約締結審査会は、医療・法律・福祉の各分野の契約締結能力に係る専門的知見を有する者をもって構成するものとし、委員は実施主体の長が委嘱するものとする。

#### (3) 関係機関連絡会議

実施主体は、本事業に関する理解の促進及び円滑な実施を目的として、関係機関で構成する関係機関連絡会議を定期的に開催するものとする。

#### (4) その他

本事業の実施内容は、生活保護受給者を含む地域の要援護者に対する自立・就労支援も想定されることから、福祉事務所等の関係機関との連携などに十分配慮すること。

オ 実施主体は、事業の実施に携わる職員の採用に当たっては、本事業の利用者である認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対する十分な理解のみならず、本人の意思を尊重し、その利益を代弁するという権利擁護に関する高い意識並びに本事業の実施に必要な知識及び技術を有している者の確保に努めること。

なお、専門員は、原則として高齢者や障害者等への援助経験のある社会福祉士、精神保健福祉士等であって一定の研修を受けた者であること。

#### (2) 契約締結審査会

- ア 実施主体は、福祉サービス利用援助事業の契約の締結又は見直しの際に利用希望者の判断能力に疑義がある場合、その契約締結能力について、専門的な見地から審査し、確認することを目的として、契約締結審査会を設置するものとする。
- イ 契約締結審査会は、実施主体から審査又は助言を求められた場合、専門的見地から審査等を行い、意見を述べるものとする。
- ウ 契約締結審査会は、医療・法律・福祉の各分野の契約締結能力に係る専門的知見を有する者をもって構成するものとし、委員は実施主体の長が委嘱するものとする。

#### (3) 関係機関連絡会議

実施主体は、本事業に関する理解の促進及び円滑な実施を目的として、関係機関で構成する関係機関連絡会議を定期的に開催するものとする。

#### (4) その他

本事業の実施内容は、生活保護受給者を含む地域の要援護者に対する自立・就労支援も想定されることから、福祉事務所等の関係機関との連携などに十分配慮すること。



## 別紙20-②

## 平成21年度日常生活自立支援事業国庫補助協議書

## 2 支出予定額内訳書

科 目	支出予定額	積 算 内 訳
給(料 名)	円	円
職員手当等 (名)		
共済費 (名)		
報償費 旅費 賃金 (名)		
(生活支援員手当)		
需用費		
消耗品費		
印刷製本費		
修繕料		
食糧費		
使用料及び賃借料		
役務費		
通信運搬費		
手数料		
委託料 (委託先毎に詳細 に記入すること)		
備品購入費		
助成金		
合計 (うち専門員増員額)	( )	

注 専門員の増員を検討している場合、専門員の増員に係る支出予定額を別掲すること。

## 別紙20-②

## 平成22年度日常生活自立支援事業国庫補助協議書

## 2 支出予定額内訳書

科 目	支出予定額	積 算 内 訳
給(料 名)	円	円
職員手当等 (名)		
共済費 (名)		
報償費 旅費 賃金 (名)		
(生活支援員手当)		
需用費		
消耗品費		
印刷製本費		
修繕料		
食糧費		
使用料及び賃借料		
役務費		
通信運搬費		
手数料		
委託料 (委託先毎に詳細 に記入すること)		
備品購入費		
助成金		
合計 (うち専門員増員額)	( )	

注 専門員の増員を検討している場合、専門員の増員に係る支出予定額を別掲すること。

## 別紙20-③

## 3 平成21年度日常生活自立支援事業専門員の増員に係る調

社協名: \_\_\_\_\_

## 1 契約締結件数

平成21年4月1日現在の契約締結件数	件
平成21年度の契約締結件数の見込み	件

## 2 専門員の増員を必要とする理由

次について詳細に記載すること

- ① 現在の専門員の活動状況
- ② 現在、生じている問題
- ③ 専門員を増員することにより得られる効果

※ 専門員の増員を検討している場合に限り提出すること。

## 別紙20-③

## 3 平成22年度日常生活自立支援事業専門員の増員に係る調

社協名: \_\_\_\_\_

## 1 契約締結件数

平成22年4月1日現在の契約締結件数	件
平成22年度の契約締結件数の見込み	件

## 2 専門員の増員を必要とする理由

次について詳細に記載すること

- ① 現在の専門員の活動状況
- ② 現在、生じている問題
- ③ 専門員を増員することにより得られる効果

※ 専門員の増員を検討している場合に限り提出すること。

#### 4 平成21年度日常生活自立支援事業に 係る国庫補助協議にあたっての留意事項等

##### 1. 生活支援員手当

今回の協議額における生活保護受給者分については、下記のとおり算出し、計上すること。

- ・ 援助を行っている間  
 $1,880\text{円} \times \text{延べ活動単位数}$   
 (30分までを0.5単位とし、それを超えた場合30分ごとに0.5単位を加算)
- ・ 援助に必要な移動をしている間  
 $1,860\text{円} \times \text{延べ活動単位数}$

30分未満	対象外
30分以上 1時間未満	0.5単位
1時間以上	1単位

##### 2. 専門員の増員等について

本事業においては、本年度においても、各都道府県・指定都市及び基幹的社会福祉協議会等の契約締結件数等の事業実績（平成21年4月1日現在の契約締結件数0件かつ平成20年度における相談件数（30件以下）を参考にして、各都道府県・指定都市及び基幹的社会福祉協議会等に配置される職員に係る人件費の調整を行うこととしている。

また、一基幹的社協等において、利用者を多く抱え（平成21年4月1日現在の契約締結件数40件以上）、平成21年度においてもさらに契約締結件数の増加が見込まれることにより、専門員の業務に支障をきたし、専門員の増員を検討している場合は、別紙20-③を提出すること。

なお、困難ケース等への対応のため契約に至るまで長期間を要する場合や、契約まで至らないが、その相談件数が多いため本事業の円滑な実施が困難である場合等、特に専門員の増員の必要があると認められる場合は、上記の要件にかかわらず協議を受け付けるものとする。その場合も、別紙20-③を提出することとし、併せてその事実が把握できる資料を添付すること。

#### 4 平成22年度日常生活自立支援事業に 係る国庫補助協議にあたっての留意事項等

##### 1. 生活支援員手当

今回の協議額における生活保護受給者分については、下記のとおり算出し、計上すること。

- ・ 援助を行っている間  
 $1,880\text{円} \times \text{延べ活動単位数}$   
 (30分までを0.5単位とし、それを超えた場合30分ごとに0.5単位を加算)
- ・ 援助に必要な移動をしている間  
 $1,860\text{円} \times \text{延べ活動単位数}$

30分未満	対象外
30分以上 1時間未満	0.5単位
1時間以上	1単位

##### 2. 専門員の増員等について

(1) 本事業においては、一基幹的社会福祉協議会等において、平成22年4月1日現在の契約締結件数が35件又はその端数を増すごとに専門員1名の増員を認めることとする。  
 —参考—

契約締結件数（件）	専門員（名）
~ 35	1
36 ~ 70	2
71 ~ 105	3

(2) なお、本事業による援助が困難であると認められ、契約に至らない者との相談業務や成年後見制度の対象と考えられる者に対する成年後見制度の利用手続き援助等の実施のため、特に専門員の増員の必要があると認められる一基幹的社会福祉協議会等は、上記の要件にかかわらず、加えて協議を受け付けるものとする。その場合、別紙20-③を提出することとし、併せてその事実が把握できる資料を添付すること。